

第254回鳥取県内水面漁場管理委員会

議 事 次 第

日時 平成25年5月9日(木) 午前10時00分から
場所 倉吉交流プラザ 2階 生涯学習センター 第1研修室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

- (1) 漁業権免許一斉切替えに係る漁場計画(案)について(諮問)
- (2) 公聴会の開催計画について
- (3) あゆの採捕禁止に関する指示について(協議事項)
- (4) 千代川大口堰周辺区域における水産動植物の採捕禁止に係る指示について(協議事項)

5 その他

6 閉 会

第254回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

（任期：平成24年12月1日～平成28年11月30日）

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	あだち よしのぶ 足立 憲信	東郷湖漁協代表理事組合長		
	こばやし いさお 小林 功	千代川漁協代表理事組合長		
	さとう ひでお 佐藤 英夫	日野川水系漁協代表理事組合長、鳥取県内水面漁業協同組合連合会長		
遊漁者代表 (2名)	こだに ちとし 小谷 知載	NPO法人八東川清流クラブ、元中学校校長	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	きりばら まき希 桐原 貴希	日本自然保護協会自然観察指導員		R
	ほんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護監視員（非常勤）		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	松沢 以尚
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室	室長	福井 利憲
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	清家 裕

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	岸本 英夫	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	宮永 貴幸	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	松原 裕司	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

諮 問

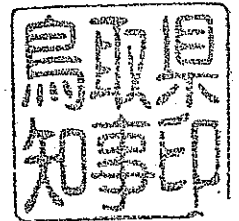
鳥取県内水面漁場管理委員会

内水面漁業権の免許の内容等について別紙のとおり漁場計画（案）を策定しましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により諮問します。

平成25年5月2日

鳥取県知事

平井 伸 治



鳥取県内水面漁場計画（案）

平成25年5月

鳥 取 県

1 公示番号 内共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いわな漁業	
	あまご(さつきますすを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

イ 漁場の位置

鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町

ウ 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を直線で結ぶ線から上流の千代川本流及び支流

基点第1号 鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標 0K200

基点第2号 鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標 0K200

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から7月12日まで

(4) 関係地区 鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

2 公示番号 内共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いわな漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	

イ 漁場の位置

倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町

ウ 漁場の区域

次の基点第3号と基点第4号を直線で結ぶ線から上流の天神川本流及び支流

基点第3号 東伯郡湯梨浜町大字はわい長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端

基点第4号 東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から7月12日まで

(4) 関係地区 倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

3 公示番号 内共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(さくらますを含む。)漁業	
	いwana漁業	
	あまご(さつきますを含む。)漁業	
	にじます漁業	
	こい漁業	
	うなぎ漁業	

イ 漁場の位置

米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

ウ 漁場の区域

次の基点第5号と基点第6号を直線で結ぶ線から上流の日野川本流及び支流

基点第5号 西伯郡日吉津村大字富吉に国土交通省が設置した距離標 0K000

基点第6号 米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標 0K000

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から7月12日まで

(4) 関係地区 米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

4 公示番号 内共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ (やまとしじみ) 漁業	1月1日から12月31日まで
	蓮漁業	
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	

イ 漁場の位置

鳥取市

ウ 漁場の区域

鳥取市賀露町の第1橋りょう（賀露大橋）の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から7月12日まで

(4) 関係地区 鳥取市

(5) 制限又は条件

漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

水門の管理に係る協議に誠実に対応し、科学的なデータの収集及びそれに基づく水質の管理に協力すること。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

5 公示番号 内共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）漁業	1月1日から12月31日まで
	ごかい漁業	
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	
	ぼら漁業	
すずき漁業		

イ 漁場の位置

東伯郡湯梨浜町

ウ 漁場の区域

東伯郡湯梨浜町大字橋津及び大字はわい長瀬の羽合大橋下流端から同郡湯梨浜町大字引地の東郷橋下流端までの橋津川、東郷池及び東郷川

(2) 免許予定日 平成25年9月1日

(3) 申請期間 平成25年6月1日から7月12日まで

(4) 関係地区 東伯郡湯梨浜町

(5) 制限又は条件

生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

漁場計画案の概要（内共第1・2・3号）

【千代川・天神川・日野川】

項 目	現 行	漁場計画案
1 免許の内容たるべき事項		
ア 漁業種類	第5種共同漁業	同左
漁業の名称	【3河川共通】 あゆ、やまめ（さくらます含）、 いわな、あまご（さつきます含）、 にじます、こい 【日野川のみ】 うなぎ（日野川のみ）	同左
漁業時期	1月1日から12月31日	同左
イ 漁場の位置	【千代川】 鳥取市、岩美郡国府町並びに八頭郡郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村及び智頭町 【天神川】 倉吉市並びに東伯郡羽合町、三朝町、関金町及び北条町 【日野川】 米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町	【千代川】 鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町 【天神川】 倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町 【日野川】 米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町
ウ 漁場の区域	【千代川】 次の基点第1号と基点第2号を直線で結ぶ線から上流の千代川本流及び支流 基点第1号 鳥取市浜坂に国土交通省が設置した距離標 0K200 基点第2号 鳥取市港町に国土交通省が設置した距離標 0K200 【天神川】 次の基点第3号と基点第4号を直線で結ぶ線から上流の天神川本流及び支流 基点第3号 東伯郡羽合町大字長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端 基点第4号 東伯郡北条町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端 【日野川】 次の基点第5号と基点第6号を	【千代川】 同左 【天神川】 次の基点第3号と基点第4号を直線で結ぶ線から上流の天神川本流及び支流 基点第3号 東伯郡湯梨浜町大字はわい長瀬に国土交通省が設置した長瀬排水樋門の上流端 基点第4号 東伯郡北栄町江北に国土交通省が設置した東新田場排水樋門の上流端 【日野川】 同左

	直線で結ぶ線から上流の日野川本流及び支流 基点第5号 西伯郡日吉津村大字富吉に国土交通省が設置した距離標 0K000 基点第6号 米子市皆生新田に国土交通省が設置した距離標 0K000	
2 免許(予定)日	平成16年1月1日	平成25年9月1日
3 制限又は条件	生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。	同左
4 存続期間	平成16年1月1日から 平成25年8月31日まで	平成25年9月1日から 平成35年8月31日まで

漁場計画案の概要（内共第4号）

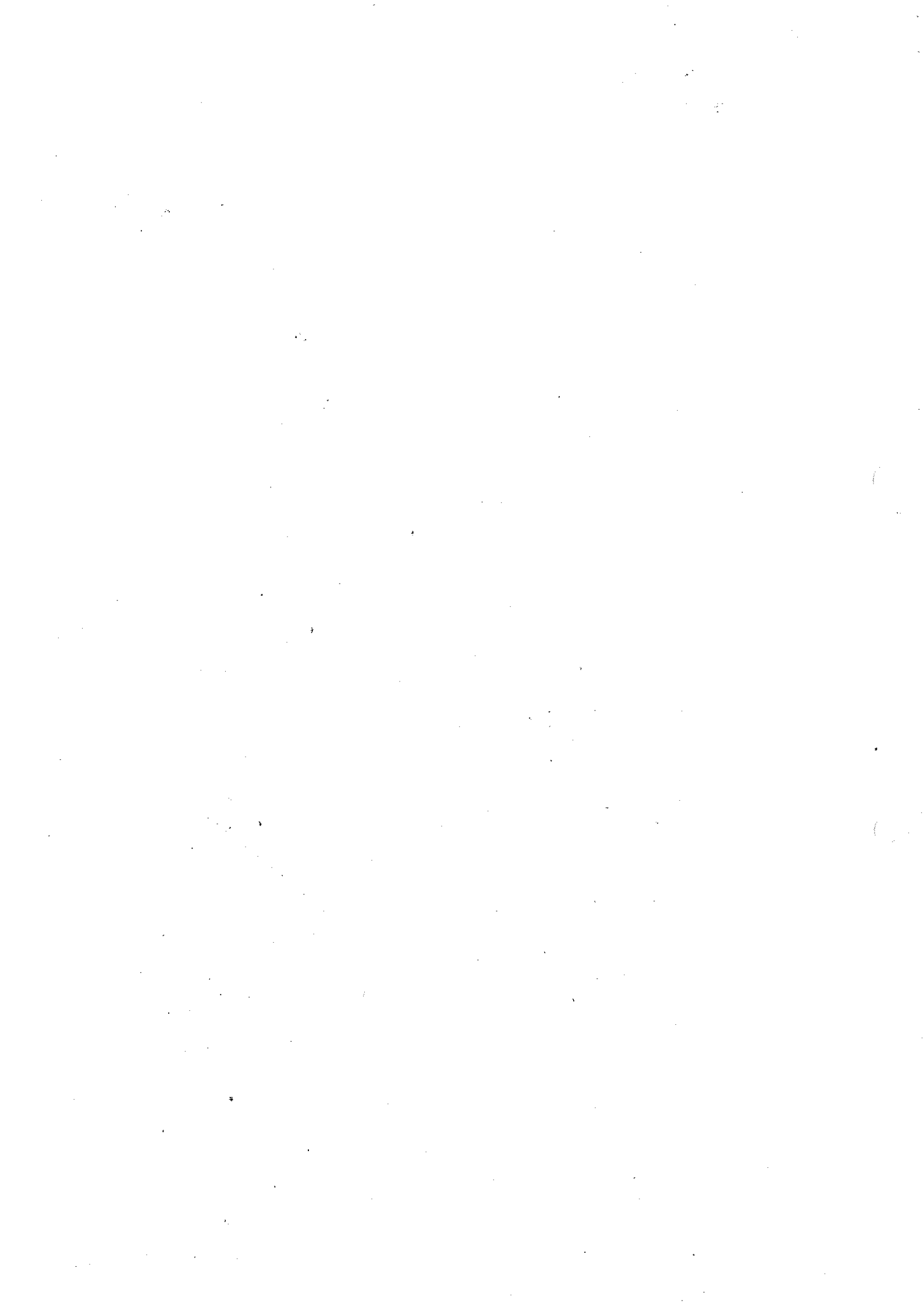
【湖山池】

項目	現 行	漁場計画案
1 免許の内容たるべき事項		
ア 漁業種類	第一種共同漁業 第五種共同漁業	同左 同左
漁業の名称	第一種： <u>採藻、しじみ</u> 第五種： <u>こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えびぼら、せいご</u>	第一種： <u>蓮、しじみ（やまとしじみ）</u> 第五種： <u>こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび</u>
漁業時期	1月1日から12月31日	同左
イ 漁場の位置	鳥取市	同左
ウ 漁場の区域	鳥取市賀露町南一丁目と同市湖山町東三丁目との境界から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池	鳥取市賀露町の第1橋りょう（賀露大橋）の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池
2 免許（予定）日	平成16年1月1日	平成25年9月1日
3 関係地区	鳥取市	同左
4 制限又は条件	<u>生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。</u>	<u>漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。</u> <u>水門の管理に係る協議に誠実に対応し、科学的なデータの収集及びそれに基づく水質の管理に協力すること。</u>
5 存続期間	平成16年1月1日から 平成25年8月31日まで	平成25年9月1日から 平成30年8月31日まで

漁場計画案の概要（内共第5号）

【東郷池】

項目	現 行	漁場計画案
1 免許の内容たるべき事項		
ア 漁業種類	第1種共同漁業 第5種共同漁業	同左 同左
漁業の名称	第1種：しじみ、採藻、ごかい 第5種：こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、せいご	第1種：しじみ（やまとしじみ）、ごかい 第5種：同左
漁業時期	1月1日から12月31日	同左
イ 漁場の位置	東伯郡羽合町及び東郷町	東伯郡湯梨浜町
ウ 漁場の区域	東伯郡羽合町大字橋津及び大字長瀬の羽合大橋下流端から同郡東郷町大字引地の東郷橋下流端までの橋津川、東郷池及び東郷川	東伯郡湯梨浜町大字橋津及び大字はわい長瀬の羽合大橋下流端から同郡湯梨浜町大字引地の東郷橋下流端までの橋津川、東郷池及び東郷川
2 免許（予定）日	平成16年1月1日	平成25年9月1日
3 関係地区	東伯郡羽合町及び東郷町	東伯郡湯梨浜町
4 制限又は条件	生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。	同左
5 存続期間	平成16年1月1日から 平成25年8月31日まで	平成25年9月1日から 平成35年8月31日まで



鳥取県内水面漁場管理委員会公聴会に関する取扱手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法第11条第4項の規定により、鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う公聴会の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の決定)

第2条 委員会において公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、公聴会においては討議及び表決を行わない。

(日時、案件の公示)

第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から原則として3日前までに日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は下に掲げるいずれかの方法によるものとする。

(1) 県の公報に掲載

(2) 掲示

3 前項第2号の掲示の場所は、本委員会事務局及び関係市町村役場とする。

(文書の提出)

第5条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第6条 公聴会における公述者の範囲は、下に掲げる者とする。

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経営者

(4) 漁業協同組合関係者

(5) 遊漁者

(6) その他利害関係のある者

(公述の機会の公平)

第7条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方の公述者に発言を許さなければならない。

(公述者の発言)

第8条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第9条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第10条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第11条 公述者は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。

(要領への委任)

第12条 この規定に定めるもののほか必要な事項は要領で定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の決議によって行う。

附則

この規定は、平成7年5月24日から施行する。

公聴会開催要領（案）

1 漁業法（昭和24年法第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定に基づいて、免許等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

2 開催日時及び場所

日時	場所
平成25年5月21日（火） 午後1時30分から	鳥取県倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ 2階 生涯学習センター 第1研修室

3 公述者の範囲

- (1) 漁協関係者（漁業協同組合が推薦した者）
- (2) 鳥取県県土整備部長
- (3) 鳥取県企業局長
- (4) 関係市町村長
- (5) 国土交通省
鳥取河川国道事務所長、倉吉河川国道事務所事務所長、日野川河川事務所長
- (6) 鳥取森林管理署長
- (7) 鳥取県釣団体協議会
- (8) その他

4 公述にあたっての留意事項

- (1) 公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年齢、職業（所属又は従事する漁業の種類）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成25年5月20日正午までに鳥取県内水面漁場管理委員会事務局に提出すること。
- (2) 公述時間は、1人15分以内（漁業協同組合関係者の場合は1組合15分以内とし、人員は制限しない。）とする。

この要領は、第254回委員会（平成25年5月9日）において決定し、当該公聴会に適用する。

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成25年5月10日（金）から同月20日（月）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-7）及び関係市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成25年5月10日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成25年5月21日（火）午後1時30分から

(2) 場所 鳥取県倉吉市駄経寺町187-1 倉吉交流プラザ2階 生涯学習センター第1研修室

2 案件

内水面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び共同漁業の関係地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成25年5月20日（月）正午までに鳥取県内水面漁場管理委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

今後のスケジュール

時 期	内 容
H 2 5	
5月9日(木)	内水面漁場管理委員会(漁場計画案の諮問)
5月10日(金)	公聴会の開催告示
5月21日(火)	公聴会の開催(倉吉市:倉吉交流プラザ)
5月21日(火)	内水面漁場管理委員会(漁場計画案の答申)
5月31日(火)	漁場計画の県公報告示
6月1日～ 7月下旬	免許申請期間
8月中旬予定	内水面漁場管理委員会 (適格性・優先順位の審査、諮問・答申)
9/1(月)	免許
9月中旬	免許結果の県公報告示

平成25年度におけるあゆの採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

県内の内水面におけるあゆの採捕に関し、各地域の実情に応じて制限をかけることで、資源の保護を図るとともに、漁業権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止を図るため。

2 あゆの採捕禁止に関する指示の背景・経過

- ・ 漁獲圧の高い投網等による採捕開始時期を遅らせ、あゆ資源の保護を図り、さお釣り客があゆ採捕を楽しむ期間を確保してほしいという琴浦町からの要望を受けて指示を発出。
 - ・ 加瀬蛇川（平成12年度～）
 - ・ 勝田川（平成13年度～）

3 平成25年度における指示案

(1) 琴浦町からの要望書：p. 3～5 参照

(2) 指示の告示案：p. 6 参照

4 これまでの当委員会における協議内容及び結果

○ 第237回委員会（平成21年5月13日）

（協議内容）

- ・ 平成22年からは次のような取扱いとする。

① 漁業権を免許されている河川（千代川、天神川、日野川）

原則、当委員会が特に必要と認めた場合を除き、指示を出さない（各漁業権者の管理に任せる）。

（理由）

県内水面漁業調整規則に規定する採捕禁止の期間又は区域（以下、「採捕禁止期間等」という。以外の採捕禁止期間等を設定する場合、その河川が漁業権を免許されている河川であれば、漁業権魚種の適正な管理が求められる漁業権者（漁業協同組合）が定める「行使規則」及び「遊漁規則」により、必要に応じて設定されることが望ましい。

第五種共同漁業権の免許を受けた者（漁業協同組合）には、漁業権魚種の増殖義務が課せられる（法第127条）。増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることを裏腹に漁業権免許されているもの。

② 漁業権を免許していない河川（加勢蛇川、勝田川等）

委員会が特に必要と認めた場合に限り、指示を発出する。

【参考法令等】

○ 鳥取県内水面漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動植物の種類	禁止期間
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

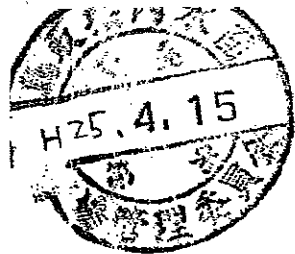
（内水面漁場管理委員会）

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

○ 各漁協の遊漁規則（行使規則）によるあゆ採捕に関する規定

6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間



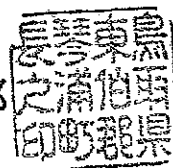
鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 小谷 知 載 様

要 望 書

加勢蛇川、勝田川における投網によるアユ採捕禁止期間の設定について

琴浦町長 山 下 一 郎



[要旨]

加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん提から下流の区域）及び勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）に於いて、6月1日から6月30日までの間、アユの投網による採捕禁止について、格別のご高配をいただきますようお願いいたします。

[説明]

加勢蛇川、勝田川は琴浦町にとって重要な水源であり、また川魚にとって繁殖、生育に重要な河川であります。

加勢蛇川は、昔から名前のごとく、氾濫を起こすために堰堤等の整備が進められ、魚道も年次的に整備され魚の住む、環境整備も行われてきました。現在、加勢蛇川的环境美化を守る運動を地域住民の方々で行い、魚の住み良い環境づくりを行っています。平成12年度より投網禁止の指示をいただき、広報、看板設置及びパトロール等にて、町内外の釣り人の方々への周知を図ってきましたが、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

勝田川は、そこに棲む漁種も豊富で、特にアユ漁の解禁期間は、多くの釣り人で大変賑わっています。県の御協力を得て、平成11年度から7箇所魚道設置や、成美地区に親水公園を整備していただくなど、勝田川的环境美化に努めてまいりました。また、平成13年から平成15年に、アユの資源の確保と河川的环境美化アピールを目的に、アユの放流を実施し、資源回復の状況を見守っているところですが、加勢蛇川と同様、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

つきましては、アユ資源を守り、多くの遊漁者のためにも6月1日から6月30日までの間、投網による採捕の禁止等による適切な処置を、本年も引き続き、とっていただきますようお願い申し上げます。

平成25年4月11日

琴浦町全図



鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成 25 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	平成 25 年 6 月 1 日から 同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成 25 年 6 月 1 日から 同月 30 日まで

千代川大口堰における水産動植物の採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

千代川大口堰においては、特にあゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生しており、水産動物の保護を図る必要があるため。

2 状況・経過について

- ・ 県規則では、当該区域における水産動植物の採捕を禁止されていない。(千代川漁業協同組合の漁業権行使規則・遊漁規則では禁止されている。)
- ・ 平成22年度に千代川漁業協同組合から、当該区域を県規則で禁止区域に設定するよう、要望書が提出された。
- ・ これまでに県が実施した調査では、当該えん堰直下には、あゆを主とする魚類が多数滞留することが認められる。
- ・ 平成24年度、当該えん堰の上流部においてあゆの降下調査を実施し滞留することが確認されている。(調査結果はとりまとめ中)
- ・ 今後、県規則により当該区域における採捕を禁止するため、水産庁との協議する予定。
※ 県規則の改正には水産庁の認可が必要。(協議を含め認可まで1年くらいは必要とのこと(水産庁))

3 指示案：p. 3 参照

【参考法令等】

○ 漁業法(抜粋)

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

(内水面漁場管理委員会)

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

○ 千代川漁業協同組合遊漁規則

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

略	1月1日から 12月31日まで
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流 270 メートルの地点と上流 535 メートルの地点の間の区域	
略	略

※ 漁業権切替えに伴い、委員会指示に合わせて区域を変更する予定とのこと。

(案)

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成 25 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流 240 メートルの地点と上流 535 メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 47 号）第 38 条第 1 項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

平成 25 年 6 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日まで



平成22年9月17日

鳥取県知事
平井 伸治 様

千代川漁業協同組合
代表理事組合長 西川 博 昭



鳥取市円通寺「大口堰」周辺区域を鳥取県内水面漁業調整規則
第32条の禁止区域へ追加することについて（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本組合の事業運営については平素から格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さてみだしの鳥取市円通寺「大口堰」周辺区域については、現在千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権行使規則第7条及び千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則第5条により採捕及び遊漁を禁止しております。

「大口堰」周辺区域については、千代川流域の水産動物の繁殖保護にとって重要な地域となっておりますが違反採捕者が他の禁止区域に比べても多く、加えて組合行使規則及び遊漁規則による規制では強制力が弱く迅速性に欠けるため、本組合としてもその対応に苦慮しているところです。

つきましては、当該「大口堰」周辺区域を鳥取県漁業調整規則第32条の禁止区域に追加していただきたくお願い申し上げます。

1、禁止区域に追加をお願いしたい区域と期間

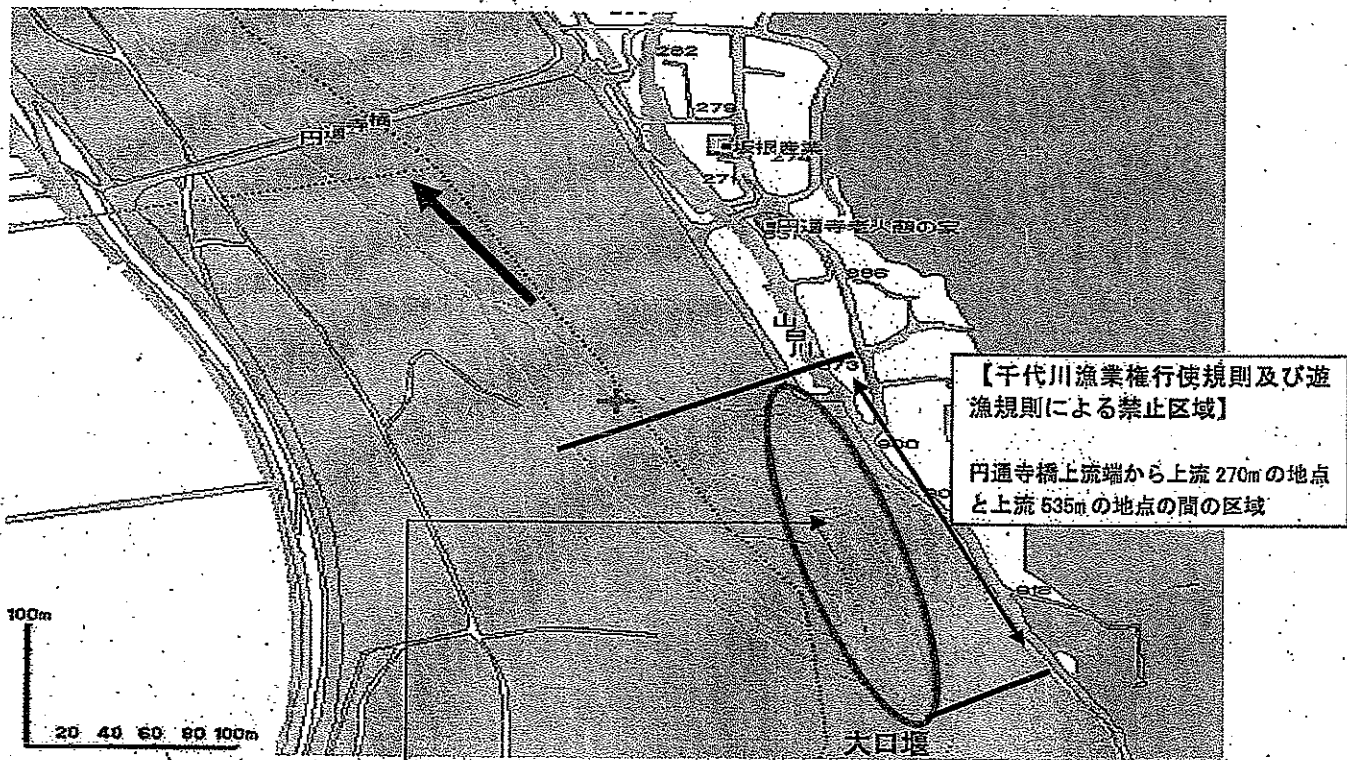
(区域)

「鳥取市円通寺における、円通寺橋上流端から上流270メートルと同535メートルの間の区域」

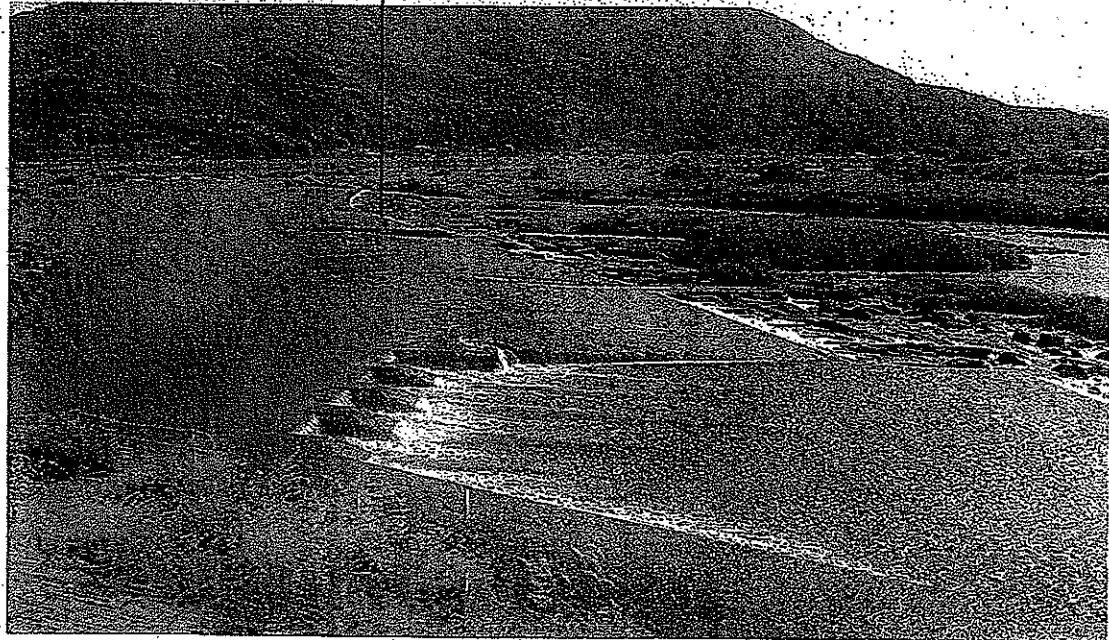
(禁止期間)

1月1日から12月31日まで

■千代川「大口堰」周辺（鳥取市円通寺）



(大口堰 右岸側から)



千代川大口堰アユ遡上阻害範囲調査結果報告

水産試験場沿岸漁業部

平成22年6月10日

千代川の大口堰は魚道機能の不全のため、魚類の遡上阻害が生じ、魚類の滞留がみられる。このため、魚類の保護を目的とした禁漁区の設定が検討されている。この調査は大口堰による魚類の遡上阻害がどの範囲まで及ぶかを明らかにすることを目的とする。

1 方法

アユの計数は、堰堤下流端より約50m毎に定線を設け、潜水目視により行った。なお、潜水目視の前に、水中にスケールを設置し、目視可能な範囲を計測した。

堰堤直下については、堰堤の右岸側を潜水し観察した。

2 結果

定線1～3の範囲はアユの生息密度に大きな違いは認められなかった。2回目の調査において定線2はアユが多く観察されているが、群れで移動していたことから遡上途中のアユと考えられる。

堰堤直下は2回時の調査とも数十から数百尾のアユが観察された。

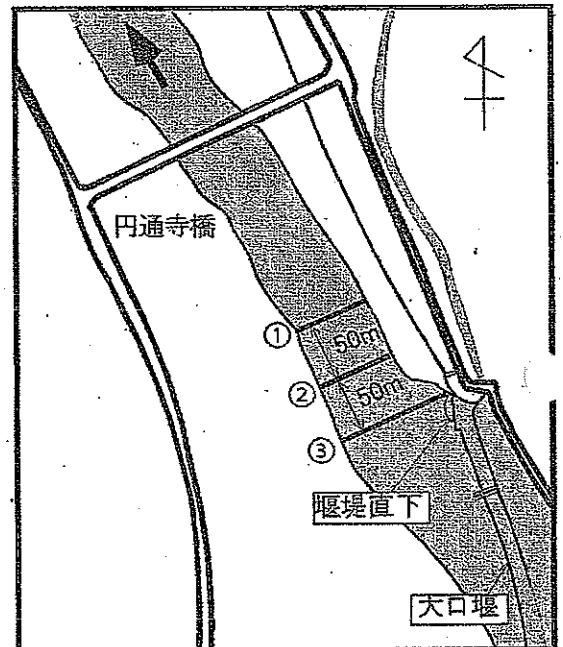


図 千代川大口堰調査地点

3 考察

大口堰による遡上阻害で集まっている魚類を保護するために必要な範囲は、アユの生息密度の高い範囲が堰堤直下のみに限られることから、竿が届かない範囲、堰堤下流端から20m程度保護すれば十分と考えられる。

ただ、サクラマスなどルアーで漁獲される魚類の保護を考慮すると、堰堤下流端から50m程度の範囲を保護する必要性が生じる。

表 千代川大口堰下流域アユ潜水目視結果

	No.1	No.2	No.3	堰堤直下	備考
5月21日	19尾	8尾	10尾	数十尾～数百尾	平水、濁りあり、目視幅1m
5月31日	1.7尾	7.2尾	2.2尾	数十尾	やや増水、やや濁りあり、目視幅1.8m

*目視尾数は1m幅に換算